

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第45号

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則(平成20年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 許可、認定申請等(第22条<u>第23条</u>)</p> <p>第7章・第8章 略</p> <p>附則</p> <p>(建築主事)</p> <p>第3条 建築主事は、本庁並びにその設置が必要な土木事務所及び香川県小豆総合事務所に置き、その<u>所管区域</u>及び事務の区分は、別に定める。</p> <p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、<u>第43条第2項第1号及び第2号</u>、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで(これらの規定のただし書に限る。)、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の3第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 許可、認定申請等(第22条・<u>第23条</u>)</p> <p>第7章・第8章 略</p> <p>附則</p> <p>(建築主事)</p> <p>第3条 建築主事は、本庁並びにその設置が必要な土木事務所及び香川県小豆総合事務所に置き、その<u>所轄区域</u>及び事務の区分は、別に定める。</p> <p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、<u>第43条第1項ただし書</u>、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで(これらの規定のただし書に限る。)、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の3第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第</p>

第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項及び第6項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

（定期報告に係る建築物等の廃止等）

第18条 令第16条第1項各号に掲げる建築物若しくは第16条第1項の特定建築物又は令第16条第3項第2号の防火設備若しくは前条第1項の特定建築設備等の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。次項において同じ。）は、これらの使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、建築物等廃止（休止）届出書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

2 略

（道路の位置の指定の申請書等）

第19条 略

2 前項第5号の承諾書は、施行規則第9条に規定する所有者又は権利を有する者にあっては道路の位置の指定（変更・廃止）に関する所有者・権利者の承諾書（第17号様式）によるものとし、同条に規定する管理する者にあっては道路の位置の指定（変更）に関する管理者の承諾書（第17号様式の2）によるものとする。

（許可申請書等に添付する図書又は書面）

1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

（定期報告に係る建築物等の廃止等）

第18条 令第16条第1項各号に掲げる建築物若しくは第16条第1項の特定建築物又は令第16条第3項第2号の防火設備若しくは前条第1項の特定建築設備等の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下同じ。）は、これらの使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、建築物等廃止（休止）届出書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

2 略

（道路の位置の指定の申請書等）

第19条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（第14号様式）に、次に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則第9条に規定する承諾書

(6)～(9) 略

2 前項第5号の承諾書は、道路の位置の指定（変更・廃止）に関する承諾書（第17号様式）とする。

（許可申請書等に添付する図書又は書面）

第22条 略

第22条の2 第19条第2項の規定は、施行規則第10条の4の2第2項の承諾書について準用する。この場合において、第19条第2項中「第9条」とあるのは、「第10条の4の2第2項」と読み替えるものとする。

(条例による認定の申請)

第23条 条例第8条ただし書(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)、条例第13条第1項ただし書、条例第23条第1項、条例第26条ただし書又は条例第28条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(第19号様式)に、第22条第1項各号に掲げる図書又は書面及び不適格建築物調書を添えたものの正本1通及びその写し1通を知事に提出しなければならない。

別表(第11条関係)

	(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項
1～13 略			
14	条例第19条の規定が適用される建築物	略	略
	令第112条第13項の規定が適用される建築物	略	略
15～21 略			

第22条 略

(条例による認定の申請)

第23条 条例第8条ただし書(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)、条例第13条第1項ただし書、条例第23条第1項、条例第26条ただし書又は条例第28条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(第19号様式)に、前条第1項各号に掲げる図書又は書面及び不適格建築物調書を添えたものの正本1通及びその写し1通を知事に提出しなければならない。

別表(第11条関係)

	(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項
1～13 略			
14	条例第19条の規定が適用される建築物	略	略
	令第112条第14項の規定が適用される建築物	略	略
15～21 略			

第16号様式（第19条関係）

（日本工業規格A列4番）

道路の位置の指定に関する添付調書			
道路の幅員		転回広場	ヶ所
道路の延長		指定道路の面積 (すみ切り、転回 広場等を含む。)	m ²
道路の地目		宅地造成面積 (指定道路の 面積を含む。)	m ²
道路の地名地番			
土地の所有者 住所氏名			
土地の権利者 住所氏名			
土地における建築物 工作物の権利者 住所氏名			
道路の管理者 住所氏名			
地形状特記すべき事項			

- 注意 1 道路の地名地番欄は、指定道路となるべき土地の地名地番を土地の登記事項証明書に記載されているとおりに記入してください。
- 2 宅地造成面積欄の記載にあたっては、開発許可における造成面積の算定基準に従ってください。

第16号様式（第19条関係）

（日本工業規格A列4番）

道路の位置の指定に関する添付調書			
道路の幅員		転回広場	ヶ所
道路の延長		指定道路の面積 (すみ切り、転回 広場等を含む。)	m ²
道路の地目		宅地造成面積 (指定道路の 面積を含む。)	m ²
道路の地名地番			
土地の所有者 住所氏名			
土地の権利者 住所氏名			
土地における建築物 工作物の権利者 住所氏名			
地形状特記すべき事項			

- 注意 1 道路の地名地番欄は、指定道路となるべき土地の地名地番を土地の登記事項証明書に記載されているとおりに記入してください。
- 2 宅地造成面積欄の記載にあたっては、開発許可における造成面積の算定基準に従ってください。

第17号様式（第19条、第22条の2関係）

（日本工業規格A列4番）

道路の位置の指定（変更・廃止）に関する所有者・権利者の承諾書						
この申請について、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）を承諾します。 年 月 日		道路の 地名地番	申請者の 住所氏名 印			
		申請者の 住所氏名				
承 諾 欄	地名・地番	承諾者住所	承諾者氏名	権利の内容	承諾印	

第17号様式（第19条関係）

（日本工業規格A列4番）

道路の位置の指定（変更・廃止）に関する承諾書						
この申請について、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）を承諾します。 年 月 日		道路の 地名地番	申請者の 住所氏名 印			
		申請者の 住所氏名				
承 諾 欄	地名・地番	承諾者住所	承諾者氏名	権利の内容	承諾印	

第17号様式の2（第19条、第22条の2関係）

（日本工業規格A列4番）

道路の位置の指定（変更）に関する管理者の承諾書			
この申請について、将来にわたって道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理することを承諾します。		道路の 地名地番	
申請者 年 月 日 殿		申請者の 住所氏名	印
地名・地番	承諾者住所	承諾者氏名	承諾印
承 諾 欄			

第18号様式（第20条関係）
略

第19号様式（第23条関係）
（その1） 略

第18号様式（第20条関係）
略

第19号様式（第23条関係）
（その1） 略

(その2)

(日本工業規格A列4番)

(第二面)			
建築物及びその敷地に関する事項			
【1 地名地番】～【3 防火地域】	略		
【4 その他の区域、地域、地区、街区】			
【5 道路】	略		
【6 敷地面積】			
【ア 敷地面積】	(1)	()	()
	(2)	()	()
【イ 用途地域等】	()	()	()
【ウ 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	()	()	()
【エ 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	()	()	()
【オ 敷地面積の合計】	(1)	()	()
	(2)	()	()
【カ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	()	()	()
【キ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	()	()	()
【ク 備考】	()	()	()
【7 主要用途】・【8 工事種別】	略		
【9 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【ア 建築面積】	()	()	()
【イ 建蔽率】	()	()	()
【10 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【ア 建築物全体】	()	()	()
【イ 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ウ エレベーターの昇降路の部分】	()	()	()
【エ 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	()
【オ 自動車車庫等の部分】	()	()	()
【カ 備蓄倉庫の部分】	()	()	()
【キ 蓄電池の設置部分】	()	()	()
【ク 自家発電設備の設置部分】	()	()	()
【ケ 貯水槽の設置部分】	()	()	()
【コ 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()
【サ 住宅の部分】	()	()	()
【シ 老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ス 延べ面積】	()	()	()
【セ 容積率】	()	()	()
【11 建築物の数】～【15 備考】	略		

(その3) 略

(その2)

(日本工業規格A列4番)

(第二面)			
建築物及びその敷地に関する事項			
【1 地名地番】～【3 防火地域】	略		
【※4 その他の区域、地域、地区、街区】			
【5 道路】	略		
【6 敷地面積】			
【ア 敷地面積】	(1)	()	()
	(2)	()	()
【イ 用途地域等】	()	()	()
【ウ 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	()	()	()
【エ 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】	()	()	()
【オ 敷地面積の合計】	(1)	()	()
	(2)	()	()
【カ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	()	()	()
【キ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	()	()	()
【ク 備考】	()	()	()
【7 主要用途】・【8 工事種別】	略		
【9 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【ア 建築面積】	()	()	()
【イ 建ぺい率】	()	()	()
【10 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【ア 建築物全体】	()	()	()
【イ 地階の住宅の部分】	()	()	()
【ウ 共同住宅の共用の廊下等の部分】	()	()	()
【エ 自動車車庫等の部分】	()	()	()
【オ 住宅の部分】	()	()	()
【カ 延べ面積】	()	()	()
【キ 容積率】	()	()	()
【11 建築物の数】～【15 備考】	略		

(その3) 略

注意事項（表面）

（日本工業規格A列4番）

（注意）

- 1 各面共通関係
数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 2 第一面関係
 - ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - ② 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときはその名称を書き、建築士事務所に属していないときは所在地は設計者の住所を書いてください。
 - ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ⑤ ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 第二面関係
 - ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
 - ② 3欄は、該当するチェックボックスに「L」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
 - ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
 - ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
 - ⑤ 6欄の「ア」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「ア」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「ア」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地面積を記入してください。
 - ⑥ 6欄の「イ」、「ウ」及び「エ」は、「ア」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
 - ⑦ 6欄の「オ」(1)は、「ア」(1)の合計とし、「オ」(2)は、「ア」(2)の合計とします。
 - ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「カ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
 - ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「ク」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
 - ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「キ」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
 - ⑪ 7欄は、別添の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
 - ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「L」マークを入れてください。

注意事項（表面）

（日本工業規格A列4番）

（注意）

- 1 各面共通関係
 - ① ※印のある欄は、記入しないでください。
 - ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 2 第一面関係
 - ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - ② 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときはその名称を書き、建築士事務所に属していないときは所在地は設計者の住所を書いてください。
 - ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 3 第二面関係
 - ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
 - ② 3欄は、該当するチェックボックスに「L」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
 - ③ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
 - ④ 6欄の「ア」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「ア」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「ア」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地面積を記入してください。
 - ⑤ 6欄の「イ」、「ウ」及び「エ」は、「ア」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
 - ⑥ 6欄の「オ」(1)は、「ア」(1)の合計とし、「オ」(2)は、「ア」(2)の合計とします。
 - ⑦ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「カ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
 - ⑧ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「キ」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
 - ⑨ 7欄は、別添の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
 - ⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「L」マークを入れてください。
 - ⑪ 10欄の「イ」は、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

注意事項（裏面）

（日本工業規格A列4番）

- ⑬ 10欄の「イ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分、「ウ」にエレベーターの昇降路の部分、「エ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「オ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「カ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「キ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ク」に自家発電設備を設ける部分、「ケ」に貯水槽を設ける部分、「コ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「サ」に住宅の用途に供する部分、「シ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「イ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑮ 10欄の「ス」の延べ面積及び「セ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「イ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ウ」及び「エ」に記入した床面積並びに「オ」から「コ」までに記入した床面積（これらの面積が、次のaからfまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれaからfまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれaからfまでに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「セ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「オ」(2)によることとします。
- a 自動車車庫等の部分 5分の1
 - b 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - c 蓄電池の設置部分 50分の1
 - d 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - e 貯水槽の設置部分 100分の1
 - f 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ⑯ 6欄の「ウ」、「エ」、「カ」及び「キ」、9欄の「イ」並びに10欄の「セ」は、百分率を用いてください。
- ⑰ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4 略

注意事項（裏面）

（日本工業規格A列4番）

- ⑫ 共同住宅については、10欄の「イ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑬ 10欄の「ウ」は、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑭ 10欄の「エ」は、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑮ 10欄の「カ」の延べ面積及び「キ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「イ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ウ」に記入した床面積及び「エ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「キ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「オ」(2)によることとします。
- ⑯ 6欄の「ウ」、「エ」、「カ」及び「キ」、9欄の「イ」並びに10欄の「キ」は、百分率を用いてください。
- ⑰ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4 略

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第2条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表3 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所の個別決裁事項						別表3 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所の個別決裁事項							
課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分			課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
略							略						
用地 管理 課	1~14	略					1~14	略					
	15	建築 基準法 関係事 務 法…建 築 基準 法 政…建 築 基準 法	(1)~(5) 略 <u>(6) 敷地と道路と の関係について、 交通上、安全上、 防火上及び衛生上 支障がないと認め ること。(法43条 2項1号、条8条 ただし書、11条2 項、13条1項た だし書、26条た だし書、28条た だし書)</u>		○			15	建築 基準法 関係事 務 法…建 築 基準 法 政…建 築 基準 法	(1)~(5) 略			
			(7) 略							(6) 略			
		条…建 築 基準 法 施行 令	(8) 応急仮設建築 物の3月を超える 存続を許可し、又 は仮設興行場等の 建築を許可するこ と。(法85条3項 ・5項・6項)	略				条…建 築 基準 法 施行 令	(7) 応急仮設建築 物の3月を超える 存続を許可し、又 は仮設建築物の建 築を許可すること。 (法85条3項・5 項)	略			
			(9)~(13) 略						(8)~(12) 略				
		法 施行 令	(13) 敷地と道路と の関係について、 交通上、安全上、		○								

条 例	
	(14) 略
	16～24 略

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～18 略				
19 建築基 準法関係 事務(高 松土木事 務所管内 を除く。) 法…建築 基準 法 政…建築 基準 法施 行令 条…建築 基準 法施	(1)～(5) 略			
	(6) 敷地と道路との関係に ついて、交通上、安全上、 防火上及び衛生上支障がな いと認めること。(法43条 2項1号、条8条ただし書、 11条2項、13条1項ただし 書、26条ただし書、28条た だし書)		○	
	(7) 略			
	(8) 応急仮設建築物の3月 を超える存続を許可し、又 は仮設興行場等の建築を許 可すること。(法85条3項 ・5項・6項)	略		
(9)～(13) 略				

条 例	防火上及び衛生上 支障がないと認め ること。(条8条 ただし書、11条第 2項、13条1項た だし書、26条た だし書、28条た だし書)
	(14) 略
	16～24 略

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～18 略				
19 建築基 準法関係 事務(高 松土木事 務所管内 を除く。) 法…建築 基準 法 政…建築 基準 法施 行令 条…建築 基準 法施	(1)～(5) 略			
	(6) 略			
	(7) 応急仮設建築物の3月 を超える存続を許可し、又 は仮設建築物の建築を許可 すること。(法85条3項・ 5項)	略		
	(8)～(12) 略			

行条例	
	(14) 略
20～26 略	
32 略	

行条例	(13) <u>敷地と道路との関係について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。(条8条ただし書、11条第2項、13条1項ただし書、26条ただし書、28条ただし書)</u>	○
	(14) 略	
20～26 略		
32 略		

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第3条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年香川県規則第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
1～35 略		1～35 略	
36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類	略	36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)及び建築基準法施行条例(昭和30年香川県条例第8号。以下この項において「条例」という。)に基づく書類のうち、次に掲げるもの
	(1) 略		(1) 略
	(2) <u>法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、</u>		(2) <u>法第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4</u>

第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の3第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第5項及び第6項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項の規定による許可の申請に係る書類

(3) 略

(4) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5各項、第68条の5の6、第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項の規定による認定の申請に係る書類

(5)～(7) 略

項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の3第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項及び第5項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項の規定による許可の申請に係る書類

(3) 略

(4) 法第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5各項、第68条の5の6、第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項の規定による認定の申請に係る書類

(5)～(7) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の建築基準法施行細則第19条第2項（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条に規定する管理する者に係る部分に限る。）（同規則第22条の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び第17号様式の2の規定は、この規則の施行の日以後にされる承諾に係る承諾書について適用する。

3 第1条の規定による改正前の建築基準法施行細則第16号様式、第17号様式及び第19号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。